

## あ行

### ◇移送サービス

自らの力で移動の自由が確保できない高齢者や障がい者などに対して、目的の場所まで移動するためのサービスのこと。

### ◇NPO

「NPO (NonProfit Organization)」とは、ボランティア活動などの社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称。

このうち「NPO 法人」とは、特定非営利活動促進法 (NPO 法) に基づき法人格を取得した「特定非営利活動法人」の一般的な総称。

法人格の有無を問わず、様々な分野 (福祉、教育・文化、まちづくり、環境、国際協力等) で、社会の多様化したニーズに応える重要な役割を果たすことが期待されている。

## か行

### ◇介護機器及び介護用品リサイクル事業

家庭で使用しなくなったがまだ使える介護機器・介護用品の提供情報と、在宅で介護をされている人が必要とするそれらの物品提供情報を社協がつなぐことにより、介護の軽減とリサイクル活動を進めることを目的におこなっている事業のこと。

### ◇家族会

「精神障がい者家族会連合会」、「手をつなぐ育成会」、「ねたきり・認知症家族の会」など要援護者の家族を中心に構成されている組織のこと。

### ◇介護支援専門員 (ケアマネジャー)

介護保険制度において、要介護認定を受けた利用者に合わせて適切な居宅又は施設サービスが利用できるよう、介護サービス計画 (ケアプラン) を作成したり、市町村・居宅介護サービス事業者・介護保険施設等との連絡調整等を行う専門職のこと。

### ◇介護保険事業者等連絡協議会

高齢者等に対し総合的なサービスの提供や向上を図ることを目的として、市内の介護サービスを提供する保健・医療・福祉の事業者等で組織されたもの。

### ◇技術ボランティア養成講座

ボランティアセンターで開講している、手話、点訳、朗読、要約筆記、拡大写本、CD ボランティア、ガイドヘルプボランティアなどのボランティア養成講座の総称。

#### ◇協働

複数の主体がそれぞれの固有性や主体性を尊重し合うとともに、役割や責任を分担しながら、共通の目的に向かって連携・協力していくこと。

#### ◇権利擁護

自己の権利を表明することが困難な寝たきりや認知症の高齢者、障がい者等の代わりに、代理人が権利を表明すること。

#### ◇高齢者支援センター

住民の保健・福祉・医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、高齢者やその家族に対する総合相談・支援、虐待の防止・早期発見、介護予防マネジメント、ケアマネジャーの支援などを総合的に行う機関のこと。

センターには、保健師、主任ケアマネジャー、社会福祉士が置かれ、専門性を生かし、相互に連携しながら業務にあたっている。

全国的には「地域包括支援センター」という名称で呼ばれているが、倉敷市では「高齢者支援センター」と呼ばれ、市内25箇所に設置されている。

#### ◇高齢者等心配ごと相談所

住民の日常生活上のあらゆる相談に応じ、適切な助言や相談機関の紹介等を行うことによって地域福祉の増進を図ることを目的に開設している相談所。倉敷市社協では、市内5箇所に開設している。

#### ◇個人情報保護法

個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的として、平成17年4月から施行された法律。民間事業者に対する個人情報の取扱いのルールを定めており、罰則規定もある。

## さ行

#### ◇災害ボランティア

災害発生後に、被災者の生活や自立を支援し、また行政や防災関係機関等が行なう応急対策を支援するために、自発的に能力や労力、時間を提供する個人及び団体のこと。

#### ◇サロン活動

お年寄りや障がいのある人、子育て中の親などが、身近な場所に集い、話をしたり体操をするなど交流を図る中で、必要な情報を収集したり、閉じこもりや孤立化などを解消するもの。

#### ◇自主防災組織

災害による被害を少しでも減らすために、自分たちの住んでいる地域や町内、隣近所の人たちと、普段から協力し合いながら防災活動に取り組むための組織のこと。

#### ◇社会福祉法

社会福祉事業法（昭和26年制定）を平成12年に改正・改題した法律。

社会福祉全般についての基本事項を定めるとともに、福祉サービス利用者の利益の保護や地域福祉の推進などを図り、社会福祉事業の増進に資することを目的とする。

この法律によって、各種の福祉制度の利用が措置から契約へと移行した。

#### ◇社会福祉協議会（社協）

社会福祉を目的とする事業の企画及び実施、社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助、社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成などを行う民間の福祉組織のこと。

#### ◇社会資源

住民の要求や課題を解決していくために活用される施設・機関、個人・集団、資金、法律、知識、技能等々の総称。

#### ◇社協だより

社協が発行する会報紙のこと。倉敷市社協では、6月と11月の年2回、全戸に配布している。

#### ◇住民参加型在宅支援サービス事業

お年寄りや心身に障がいを持つ方、父子母子世帯や妊産婦の方などが、日常生活上の家事等で困っているとき「困ったときのたすけあい」の心を持った地域の人々がそのお宅を訪問し、身のまわりのお手伝いをする会員制度の有償事業で、住み慣れたまちや家庭で安心して暮らせる福祉のまちづくりを目的とした事業。

#### ◇小地域ケア会議

地域に密着した情報共有及び課題解決の場として、地域に即した高齢者のネットワーク支援体制を総合的に調整及び推進するため、概ね小学校区を単位として、設置されている会議のこと。

#### ◇小地域福祉活動計画

概ね小学校区を範囲とする圏域で策定される住民主体による計画を指す。圏域内にある福祉課題を明らかにするとともに、地域に存在する様々な機関・団体とが協働し、課題解決のために策定される行動計画のこと。

## た行

#### ◇地域子育て支援センター

地域の子育て家庭が抱える育児不安や相談に対応するため、専任の地域子育て支援指導者をおき、相談や子育てサークルの育成・支援、広報活動などを行う機関のこと。倉敷市内11箇所に設置されている。

#### ◇地域福祉

住民が身近な地域社会で自立した生活が営めるように、地域における公私の多様な主体が連携・協力して地域でおこる様々な問題を解決したり、また、その発生を予防したりするための社会福祉施策及びその実践のこと。

#### ◇地区社会福祉協議会（地区社協）

概ね小学校区を活動単位とし、地区内の住民組織・団体等の合意により設立さ

れ、倉敷市社協と連携を保ちながら、社会福祉に関する調査研究、社会福祉に関する広報、啓発及び研修、社会福祉に関する活動の企画及び実施、ボランティアの育成等、福祉のまちづくりに取り組む組織のこと。

#### ◇出前福祉講座

小学校、中学校、高等学校等を対象として社会福祉への理解と関心を高め、ボランティアの精神を養うとともに、児童・生徒等を通じて家庭及び、地域社会への啓発を目的に行う事業のこと。

## な行

#### ◇日常生活自立支援事業

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者などで判断能力が不十分な人に対して、福祉サービスの利用援助やそれに付随する日常的金銭管理サービス、書類等の預かりサービスを行うことにより、自立した地域生活が送れるよう、その人の権利を擁護する目的で、倉敷市社協が実施している事業のこと。

#### ◇ねたきり高齢者等介護者リフレッシュ事業

寝たきりや認知症の方を介護している人の負担軽減や介護者同士の連携、情報交換を行う場を提供する事業のこと。

#### ◇ネットワーク

網の目のようなつながりのことを指し、人々が共通の目的のために情報交換や共同行動をとることによって連携が図られるという意味で利用される。

## は行

#### ◇福祉課題（福祉ニーズ）

地域で生活する上で不都合なこと（生活課題）のうち、福祉的な視点で捉え、解決を図ることで福祉の向上が期待できる課題のこと。

#### ◇福祉機器貸出事業

車イス、介護用電動ベッドを在宅で必要としている住民に無料で貸し出し、本人の自立を促し、介護者の負担の軽減を図ることを目的とする事業。またボランティア活動や福祉の啓発活動などにも貸し出しを行っている。

#### ◇福祉協力委員

ボランティア精神に富み、福祉のまちづくりに熱意のある人を、地域の実情を考慮して、民生委員等の推薦により住民の中から選任し、倉敷市社協の会長が委嘱した人のこと。

#### ◇福祉車両貸出事業

車イスやストレッチャーを使用している人が乗ることができる車両（福祉車両）を無料で貸し出している事業のこと。

### ◇ボランティア（活動）

自分たちのまちを住みやすいものにすることを願って、みんなの幸せや、援助を必要とする人のために自発的に活動する人のこと。

### ◇ボランティアアドバイザー

自分自身もボランティア活動をしながら、その経験を活かして、これからボランティア活動をしてみたいという人や、現在ボランティア活動をしている人などに対して、相談や助言をしたり、ボランティア活動への参加のきっかけをつくったり、情報提供などをおこなう人のこと。

## ま行

### ◇見守り活動

常時の支援は必要としないが、虚弱な高齢者などについて訪問や声かけなどを通して生活異変を早期に発見する活動のこと。

### ◇民生委員・児童委員

民生委員法に基づき、都道府県知事または指定都市・中核市の市長の推薦を受けて、厚生労働大臣が委嘱。民生委員は児童委員も兼ねている。

地域住民の相談を受け付け、支援、解決の手助けを行う地域のボランティアの人。担当区域内の要援護者の状況を把握し、福祉事務所、社会福祉協議会、高齢者支援センターなどの福祉関係団体と連携して、問題の解決を目指すことが主な業務である。

## や行

### ◇友愛訪問事業

ひとり暮らし高齢者や寝たきり高齢者の安否確認と孤独感の解消に努めるとともに、地域住民の連帯意識の高揚と高齢者福祉に対する理解を深めることを目的として、倉敷市社協が各地区の愛育委員会、婦人会、地区社協等へ事業委託して実施している事業。

